

●香川県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年12月2日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月2日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松王越坂出線（16号）
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高松市中山町769番1地先から	9.9～11.6	36	令和6年8月30日付け香川県告示第180号で変更した区域の全て
高松市中山町766番2地先まで			

- 4 供用開始の期日 令和7年12月2日